

～令和6年度月形町ふるさと活性化事業補助金について～

月形町では、「町民が自ら行う町の活性化事業」の奨励及び助長のため補助金を交付しています。

☆補助対象となる個人・団体、事業について

(1) 補助対象となる団体等

町内に住所を有する者、町内に事業所等を有する法人又は団体等

(2) 補助対象となる事業例

① 先進地研修や講師を招いた講習会

～ 一般・青少年海外派遣事業など

② 特産品のPRや商品開発

～ 地場農産物直売促進事業や販路拡大事業など

③ 国際交流や地域間交流を目的とした事業

～ 海外親善訪問交流など

④ 文化やスポーツの振興を目的とした事業

～ コンサート開催、各種スポーツ講習会開催など



☆過去の補助実績(例)について

○鉄道模型展開催事業

○映画会事業

○VR・ドローン等体験事業

○新規特産品開発事業

○ビジネス起業支援事業

○月形町の名花を使用した花飾り事業

☆補助金額等について

(1) 補助率 補助対象経費の4分の3以内

(補助対象経費が10万円以下の場合は全額申請が可能)

(2) 上限額 1事業あたり100万円を限度

(千円未満切捨て)

☆補助経費等の考え方について

(1) 参加負担金や入場料収入等は、事業主体の自己財源として取り扱って差し支えありません。

(2) 事業主体の職員費、食糧費、備品購入費、用地取得費、工事請負費は、補助対象経費にはなりません。

※ 食糧費について、事業遂行上必要とされる昼食、夕食等や会議開催に伴う飲み物、茶菓子等の経費は対象です。備品購入費について、リース等対応が困難と認められる場合は対象です。

☆申請期間について

第1期:令和6年4月1日(月)から令和6年4月12日(金)まで
第2期:令和6年9月2日(月)から令和6年9月13日(金)まで
上記期間までに企画振興課に申請書を提出してください。

※予算の執行状況により、第2期の申請受付を行わないことがあります。

☆手続きフローについて

【事業実施が決まったら→申請】

(1) 申請書等の提出

- ① 申請書
- ② 事業計画書(様式任意)

※ 活動内容が分かるように作成してください。また、今後どのように活性化の効果が期待されるか具体的に記載してください。

- ③ 収支予算書(様式任意)
- ④ 申請組織の規約・名簿等

(2) 月形町ふるさと活性化運営協議会による審議

申請内容について、適正かを判断するため、協議会で審議を行います。

(3) 補助の決定

協議会の審議後、町長の判断により補助内容が決定します。

【事業が完了したら→実績報告】

(1) 実績等の提出

- ① 事業実績書(活動内容、効果がわかるように作成してください。)
- ② 支出証拠書類(領収書の写し等)
- ③ 実施写真等の資料

【内容確認ができたなら→補助金交付】

(1) 実績報告等を精査し、補助金を交付します。



☆その他

○継続事業の場合は、各年度の事業をそれぞれ補助対象事業とすることができます。ただし、期間は原則3か年度となります。

※次に掲げる事項に該当する事業は、原則として補助対象外です。

- 政党又は宗教に関わる団体が実施する事業
- 国、道、町等の補助金を受けた事業や補助対象となる事業
- 事業主体の経費負担のない事業
- 事業主体の維持運営を目的とする事業
- これまでに補助金の交付実績がある、同一の事業主体による同一の事業。
ただし、町長が認める事業については対象となる事業もあります。
- 他の団体等に補助する事業

◇問合せ先 企画振興課地域振興係

電話 0126-53-2325

アドレス chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

H P <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7233.htm>

ご相談など
お待ちしております。

